

火災に遭われた方へ

火災の後のアドバイス

火災に遭われた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に必要となる手続きなどをまとめたものです。

り災申告書とり災証明について

り災申告書には「不動産り災申告書」、「動産り災申告書」、「車両・船舶・航空機り災申告書」があります。火災調査時等にお渡しする他、お近くの消防署にありますので、指定された場所に提出願います。また、「り災証明」は、火災に遭われた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、消防署において発行するものです。

り災証明が必要な主なケース

焼け跡の後片付け（清掃事務所）

保険金の請求（保険会社）

税金の減免（税務署・都税事務所・区市町村課税課）

建築資金の融資（区市町村など）

登記の抹消（法務局）

（注）り災証明が必要かどうかは各機関によっても違います。また、支給については各機関の判断になりますので、それぞれの窓口で問い合わせ下さい。